ID:　39

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	芦屋市立学校使用条例　第9条
例規番号	昭和27年条例第9号

【根拠条文】

第9条　次の各号に該当する場合は使用の許可を取消し又は変更を命ずることができる。取消又は変更によつて使用者に不利益損害を生ずることがあつても委員会はその責に任じないものとする。

(1)　市委員会又は当該学校が緊急を要することで使用の必要が生じたとき。

(2)　使用者がこの条例その他委員会学校長の指示した事項に違反したとき。

(3)　許可を得ずして使用目的を変更したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日